

母子健診事業における5歳児健康診査（2段階方式/抽出型健診）の実施について

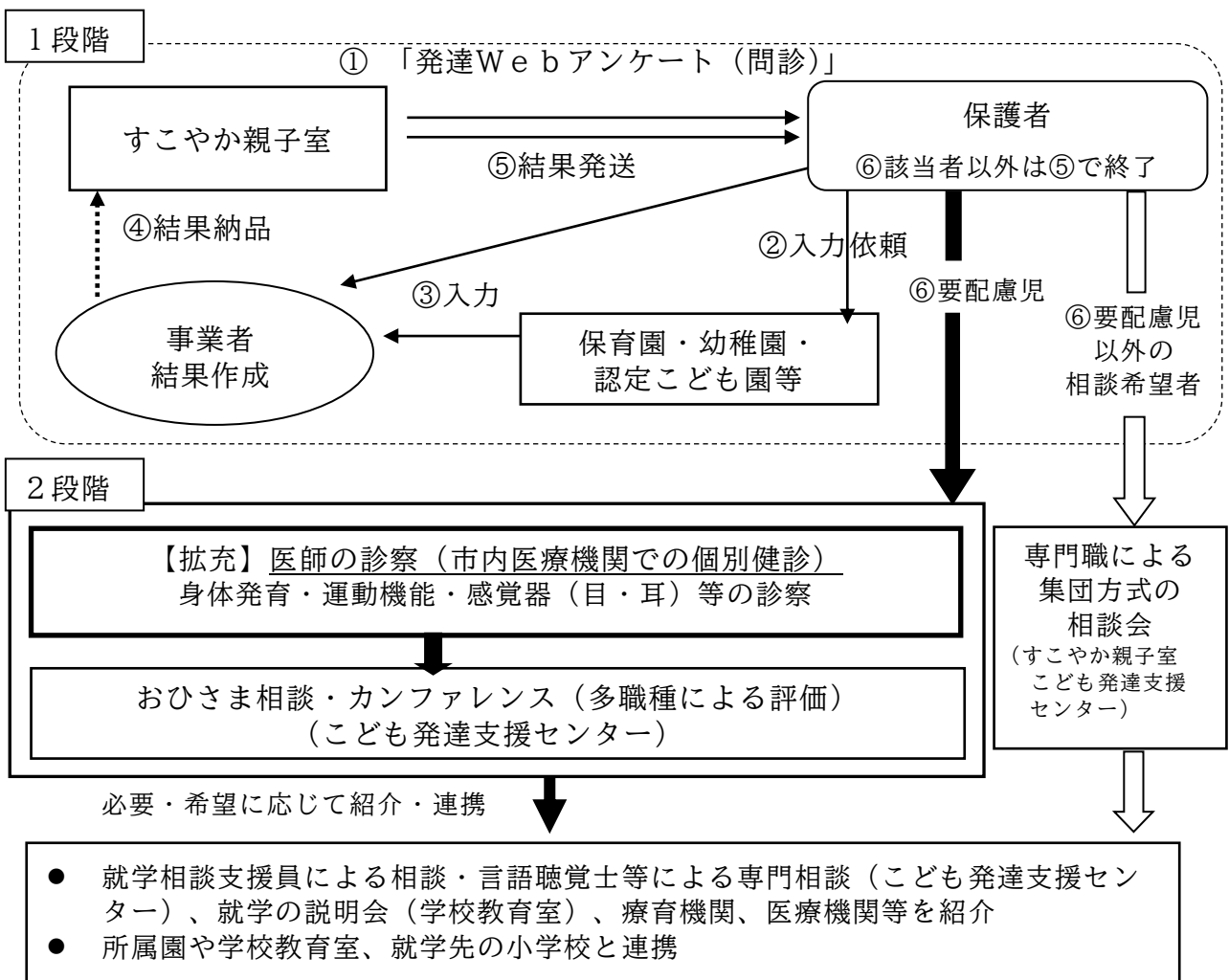
1 事業の内容

令和7年度（2025年度）から満5歳になる年中児を対象に「5歳発達Webアンケート」を実施し、配慮が必要と判定された児童を対象に5歳発達相談（おひさま相談）を行い、必要な支援につないでいます。

言語や社会性等の発達特性に加え、身体面や生活習慣を含む児童の状況をトータルで把握し課題の発見・対応を行うため、令和8年度（2026年度）から、現行の方式に医師による診察を追加し、5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という）として実施します。

他の乳幼児健診と同じく児童の成長確認に必要な健診として実施し、多職種による総合的な判断や助言を行い、円滑な就学へのつなぎを図っていきます。

〈フロー図〉



2 今後の予定

令和8年（2026年）4月	<ul style="list-style-type: none">・事業者及び医師会と契約締結・対象児に個別案内
5月	<ul style="list-style-type: none">・市報・ホームページ等で周知、市内外の保育園等への周知・説明会（対面・オンライン・オンデマンド）
6月以降	<p>健診の実施（誕生月を3期（6月・8月・10月）に分けて案内）</p> <ul style="list-style-type: none">・発達 Web アンケート（問診）実施・個別医療機関での健診（診察）・おひさま相談、専門職による相談会等の実施